

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>皆様お疲れ様です。</p> <p>本日は、ここ第一会議室での開催となりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、通常より席を離して配置させていただいております。</p> <p>また、総会開催に際し、マスクの着用をお願いするとともに、お茶出しを控えさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。ただ、今回より協議会の近藤会長と相談の上、ペットボトルのお茶を協議会の予算より購入し配布させていただきます。</p> <p>総会時間についても、なるべく短時間で行いたいと考えておりますので、進行について、ご協力の程よろしくお願いいたします。それでは、只今から令和2年第8回留寿都村農業委員会総会を開会致します。</p> <p>直ちに会議に入ります。本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。開会に当たりまして、 よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき 、 を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>日程3、議案第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号は合意解約の案件となっております。議案の3頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>本件につきましては、 と の間で結ばれていた農地使用貸借契約を、双方の合意により解約するものであります。</p> <p>なお、当該地につきましては、議案第2号でも説明いたしますが現況証明により農地以外とする予定となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。質疑をお受けいたします。No.1について質疑はございませんか。 （「ありません」の声あり） なければ、議案第1号について原案どおり決定してよろしいか。 （「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、議案第1号を原案どおり決定いたします。 続きまして、日程4、議案第2号について事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号については土地の現況証明の案件となっております。議案の6頁をご覧ください。No.1について説明いたします。 申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]。地番は[REDACTED] [REDACTED]。面積は[REDACTED]。公簿上、畑となっております。</p> <p>当該地については、議案7頁にありますとおり、[REDACTED] [REDACTED]の土地となっております。</p> <p>現地確認は[REDACTED]に地区担当として[REDACTED]、隣接委員として[REDACTED]、[REDACTED]の3名により実施しており、農地採草放牧地以外と判断したところであります。</p> <p>続いてNo.2について説明いたします。再度議案の6頁をご覧ください。 申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]。地番は[REDACTED] [REDACTED]。面積は[REDACTED]。公簿上、畑となっております。</p> <p>当該地については、議案8頁にありますとおり、[REDACTED]の土地となっております。</p> <p>現地確認は[REDACTED]に地区担当として[REDACTED]、隣接委員として[REDACTED]、[REDACTED]の3名により実施しており、農地採草放牧地以外と判断したところであります。</p> <p>続いてNo.3について説明いたします。再度議案の6頁をご覧ください。 申請者は、[REDACTED]、[REDACTED]。地番は[REDACTED] [REDACTED]。面積は[REDACTED]。公簿上、畑となっております。</p> <p>当該地については、議案9頁にありますとおり、[REDACTED] [REDACTED]土地となっております。</p> <p>現地確認は[REDACTED]に地区担当として[REDACTED]、隣接委員として[REDACTED]、[REDACTED]の3名により実施しており、農地採草放牧地以外と判断したところであります。</p>

	説明は以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。No.1について担当委員から補足があればお願いします。
■	特にありません。
議 長	続いてNo.2、No.3について担当委員から補足があればお願いします。
■	特にありません。
議 長	<p>質疑をお受けいたします。No.1について質疑ございませんか。 (なしの声)</p> <p>続いてNo.2について質疑ございませんか。 (なしの声)</p> <p>続いてNo.3について質疑ございませんか。 (なしの声)</p> <p>なければ、議案第2号について、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」の声あり) それでは、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程5、議案第3号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号については、農地法第3条に基づく使用貸借が1件となっております。議案の11頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>貸主は、■、■。借主は、■、■。地番は、■。面積は■。■に、両者による農地法第3条第1項の申請が行われました。</p> <p>3条の聞き取り調査につきましては、別冊配布資料の1頁に記載のとおり、■に地区担当の■が行い、全項目について「認められる」ものとして、3条の許可に相応しいと判断したところであります。図面については、議案の12頁に添付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局からの説明が終わりました。地区担当委員から補足があればお願いします。
■	特にありません。
議 長	質疑をお受けいたします。質疑はございませんか。

	<p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします、議案第3号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、議案第3号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程6、議案第4号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号は、農用地利用集積計画案の決定についてであり、所有権移転が1件となっております。議案については13頁から18頁となっております。</p> <p>また、別添配布資料2頁には、案件に係る調査書を載せておりますので、あわせてご覧ください。</p> <p>それでは議案17頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>譲受人は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、所在はXXXXXXXXXX、面積はXXXXXXXXXX、現況地目は畑となっております。</p> <p>対価は、XXXXXXXXXX、単価は10a当たりXXXXXXXXXX、支払期限は、XXXXXXXXXXとなっております。図面は18頁に添付しております。</p> <p>本件については、XXXXXXXXXXにXXXXXXXXXXを担当委員として集積会議を行い、双方合意したところであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
XXXXXXXXXX	<p>特にありません。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします、議案第4号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議案第4号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程7、議案第5号について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号は農地パトロールについてです。議案20頁をご覧ください</p>

い。

農地パトロール（利用状況調査）につきましては、農地法第 30 条に基づき、毎年 1 回、農地の利用状況について調査を行うものであります。

調査の結果、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地がある場合、その農地の所有者等に対して「利用意向調査」を実施し、農地の利用意向を確認することとなります。

次に遊休農地と遊休化のおそれがある農地についてご説明いたします。

まず、遊休農地については、過去 1 年以上にわたり、農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による草刈り、耕起等の農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みがない農地をいいます。

次に遊休化のおそれがある農地については、耕作者が死亡したり、遠隔地に転居したことにより、今後耕作されない可能性がある農地をいいます。

次に農地パトロールの実施方法についてご説明いたします。

21 頁の別添地図「留寿都村農地地区別分布図」をご覧ください。

この地図と、以前配布している担当地区の地図を参考に、担当地区の農地について確認し、遊休農地及び遊休化のおそれがある農地を地図等に記録していただきます。

具体的な方法としましては、

- ① 一筆ごとに、まず道路からの目視で確認します。ただし、災害その他の事由により、その土地への進入路が荒廃しているため立ち入ることが困難な場合はこの限りではありません。
- ② 道路からの目視により雑草が繁茂しているなど、遊休化等が確認された場合は、利用状況の写真を撮り、その旨を地図等で記録願います。なお、既に山林化されている個所は調査することが困難なため、目視で確認できれば調査したものとみなします。

実施期間については、9 月 23 日（水）までとし、実施結果をそれぞれ農業委員会事務局に報告願います。

説明は以上です。

議 長

この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。
(なしの声)

	<p>なければ、議案第5号について、原案どおり決定してよろしいか。 （「異議なし」の声あり）</p> <p>本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何かご ざいませんか。（特になしの声）</p> <p>それでは、事務局から諸般の報告を願います</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。 （資料を基に報告）</p>
議長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和2年第8回留寿都村農業 委員会総会を終了いたします。</p>
	<p>以上、議事録をもって顛末とする。</p> <p>閉 会 午後2時10分</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>